

# 宇和島市立吉田中学校「学校いじめ防止基本方針」

## 1 いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針

### (基本理念)

いじめは、いじめを受けた生徒の人権を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあることに鑑み、本校においては、いじめ防止のために万全の対策を講じるものとする。

### (いじめの禁止)

生徒は、学校の内外を問わずいじめを行ってはならない。

### (学校及び教職員の責務)

全ての生徒が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるように、いじめの防止等のための対策を講じるものとする。また、全教職員は、保護者と連携を図りながら、学校全体でいじめの未然防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速に対処し、その再発防止に努める。

## 2 いじめの防止等のための対策の基本となる事項

### (1) 基本方針

ア 全ての教育活動を通じて「いじめは絶対に許されない学校」づくりを推進するとともに、「いじめをしない、いじめをさせない、いじめを許さない」ことをいじめ防止のスローガンに掲げ、全力でいじめ防止に努める。

イ 生徒の豊かな情操と道徳心を培い、生徒相互、生徒と教職員の温かい人間関係を構築するために、すべての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動の充実を図る。

ウ 学級、学年、部活動等が望ましい集団であるよう指導の充実を図り、生徒一人一人の自己有用感、自己存在感の涵養に努める。

### (2) いじめの早期発見のための措置

#### ア アンケート調査

いじめを早期に発見するために、定期的（毎月1回）に生徒に対してアンケート調査を実施する。

#### イ 教育相談

教育相談の時間を毎学期確保し、全生徒に対して教育相談を実施する。

#### ウ 日記指導

学級担任が中心となり、毎日の日記（あゆみ）を有効に活用する。

#### エ スクールカウンセラーの活用

スクールカウンセラーとの連携を密にし、生徒の情報を共有し、実態の正確な把握に努める。

#### オ 校内外の巡視

登下校指導や休憩時間等の見守りをし、生徒から目を離さない指導に努める。

### (3) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

生徒及び保護者が、インターネットを通じて発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性、その他情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し効果的に対処できるように、外部講師を招き、インターネットや携帯電話の情報モラル研修会等を実施する。また、毎年実施するインターネット等に関する調査結果を保護者、生徒に通信等を通じて知らせるなど啓発活動を行う。

(4) いじめ対策委員会の設置

いじめの防止等を実効的に行うため、次の機能を担う「いじめ対策委員会」を設置する。

[構成員]

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年主任（学年生徒指導係）、特別支援コーディネーター、養護教諭、スクールカウンセラー

[活動]

- ①いじめの早期発見に関すること
- ②いじめ防止に関すること
- ③いじめ事案に対する対応に関すること

(5) いじめに対する措置

ア いじめに係る相談を受けた場合は、速やかに事実の確認を行う。

イ いじめの事実が確認された場合は、迅速に適切な初期対応を行い、早期解決に努める。

ウ 常に被害者の立場に立った対応を心掛け、いじめを受けた生徒や保護者に対する支援、いじめを行った生徒への指導やその保護者への助言を継続的に行う。

エ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処する。

(6) 重大事案への対応

生徒の生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合などの重大事案への対応については、次の対処を行う。

ア 速やかに事案発生の報告を宇和島市教育委員会にするとともに、必要に応じて専門機関や警察等、関係機関へ通報し、支援を要請する。

イ 宇和島市教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置し、事実関係を明確にするための調査を実施する。

ウ 上記調査結果については、いじめを受けた生徒、保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

エ いじめを受けた生徒について、解決が困難な場合又は解決しても登校することが困難な場合など、学校生活に著しい支障を来す場合は、その生徒の今後について教育委員会と協議する。

オ いじめを行った生徒について、改善が望めず被害生徒の学校生活に著しい支障を来す場合は、その生徒の今後について教育委員会と協議する。

(7) 学校評価の実施

いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、学校評価にいじめの早期発見に関する取組や、いじめの再発を防止するための取組についての項目を加え、適正に事項の取組を評価する。